



## 大津市消費生活センター開設50周年！

### 《大津市消費生活センター開設50周年記念号》



【写真】大津市歴史博物館提供  
昭和50年3月、大津駅前区画整理事業に伴う大津駅舎新築に合わせて、新駅舎2階に市立では県下初の消費者センターとして開所

開設当初の相談員は1名でしたが、相談の増加に併せて体制を強化し、現在、相談員は6名になっています。

また、啓発・情報提供では、昭和50年代前半は、琵琶湖に赤潮が発生した時には、琵琶湖を守るための粉せっけん使用を推進する環境活動も行いました。

昭和61年はキャッチセールスや訪問

1975年(昭和50年)に消費者である市民の相談窓口、啓発・情報提供の拠点として開設された大津市消費生活センター(当初の名称は、「大津市消費者センター」)は、2025年(令和7年)3月7日に設立50周年を迎えます。

初年度の相談受付件数は270件でしたが、令和5年度は10倍近くの2,580件になっています。✓



【写真】「図説大津の歴史・下巻」(大津市発行)から転載  
昭和53年頃の消費生活相談コーナーの風景

販売等で被害を受ける市民が増加、被害に遭わないよう身近な情報を掲載した「消費者センターだより」の発行も始めました。

消費者問題等を学ぶ市民講座は、平成の時代から始まり、今も続いています。

令和4年、民法改正で成年年齢が18歳に引下げられたことから、在学中に成年を迎える高校生に対する消費者教育講座も始めました。

センターでは、これからも「市民の消費生活の安定及び向上」を図るための様々な取組を行っていきます。



【写真】浜大津都市開発㈱提供  
現在の消費生活センターがある明日都浜大津ビル

# 消費生活センターのあゆみと社会情勢、法律等



年	センターのあゆみ	社会情勢、法律等
1972 昭和47	「経済部商工課消費生活対策室」設置 ・商工課において消費生活相談業務開始	1968 消費者保護基本法公布 1968 カネミ油症事件(PCB問題が発生) 1970 国民生活センター設立 1970年代 マルチ商法、サラ金の社会問題化
1975 昭和50 3月7日	<b>「大津市消費者センター」(経済部)を開設</b> ・目的 消費者の利益の擁護および増進を図り、市民の消費生活の安定と向上に寄与する ・所在地 大津市春日町1番3号 JR大津駅2階 ・施設 面積136㎡ 展示、研修コーナー等も設置 ・相談員は1名で業務開始	1972 割賦販売法改正(ケリン・ワ創設) 1973 第1次オイルショック(物不足等) 1976 訪問販売法(現特定商取引法)公布 1977 琵琶湖に赤潮発生 1978 「消費者の日」(5月30日)制定 1979 県琵琶湖富栄養化防止条例制定 1983 サラ金(貸金業)規制2法公布 1984 割賦販売法改正(支払停止の抗弁)
1986 昭和61	<b>消費者センターだより第1号発行</b>	1985頃 豊田商事事件問題化 1988 「消費者月間」(5月)制定
1988 昭和63	消費生活相談員2名体制に拡充	
1989 平成01	機構改革により消費者センターを市民部に移管	
1992 平成04	消費者センターだよりの愛称が「ぼけっと」に決定	
1993 平成05	受付件数が1,000件を突破(平成5年度:1,128件)	1990年代 バブル崩壊 1994 製造物責任法(PL法)公布 1995 阪神・淡路大震災
1998 平成10	「明日都浜大津」ビル4階に事務室移設 ・所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 ・併せて「大津市消費生活センター」に名称変更	
2002 平成14	受付件数が2千件を突破(平成14年度:2,066件)	2004 消費者基本法公布
2002 平成14	全国消費生活情報ネットワークシステムに接続 ・全国の消費相談窓口とシステムで接続	2004 公益通報者保護法公布
2003 平成15	受付件数が3千件を突破(平成15年度:3,412件)	2006 大津市・志賀町と合併
2003 平成15	消費生活相談員3名体制に拡充	2009 消費者庁が設置
2004 平成16	<b>受付件数が最多の5,613件となる(平成16年度)</b>	
2006 平成18	消費生活相談員4名体制に拡充	2011 東日本大震災
2009 平成21	「大津市消費生活審議会」を設置 ・目的 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定及び向上を図るための重要事項を調査審議	2012 特定商取引法改正(訪問購入規制)
2012 平成24	消費生活相談員5名体制に拡充	2020 新型コロナウイルス感染を国内初確認
2013 平成25	消費生活相談員6名体制に拡充(現在に至る)	2021 特定商取引法改正(詐欺的定期購入商法対策、送り付け商法対策)
2022 令和04 10月20日	市内県立高等学校の消費者教育に関し、県教育委員会と覚書を締結	2022 民法改正により成年年齢引下げ
2025 令和07 3月7日	<b>開設50周年を迎える</b>	2024 能登半島震災



2004年度(平成16年度)には相談受付件数が過去最多の5,613件となりました。これは当時、架空請求や不当請求をはじめとする様々な手口の悪質商法が行われたためです。

なかには、1人で13通もの請求ハガキを受け取った例もあったという記録が残っています。

# 消費者センターだより

NO. 1・61.5. 1

〔発行者〕

・大津市消費者センター  
・春日町1-3 TEL25-1047



はじめまして！  
「消費者センターだより」です。  
消費者センターとして  
よろしく。

市民の皆様の消費生活に関する身近な「かわら版」として、講座のお知らせ、生活相談、くらしの情報などを、春夏秋冬、冬ごとに目にかかりたいと思います。手作りの小さな「だより」ですが、ご愛読いただき、ご意見などを寄せてくださいますよう、お願い申し上げます。

## 行事・講座のお知らせ

〔5月〕…第10期モニター募集(5/15メ物)  
(くわしくは、5月1日号広報おたよりで…)  
5/30「消費者の日」記念行事  
(全)モニターつどい(12期生)

〔7月〕…7/8 生活講座(I) (5/15号広報で)  
「夏の健康料理」(募集はす)

〔8月〕…8/20 夏休み親子教室 (くわしくは次  
号「センターだより」でお知らせ)  
「映画、おはなし  
食品添加物の実験」

〔10月〕…中旬 生活講座(II)  
「牛乳料理講習」

〔11月〕…下旬 生活講座(III)  
「リフォームのぬいぐるみ」

〔1月〕…下旬 生活講座(IV)  
「恒例のみそづくり」

〔2月〕…「みんなの消費生活展」

〔3月〕…下旬「消費生活講演会」

〔定例〕消費生活ミニ講座 =ビデオ学習会=  
毎月、第2水曜日 (お買物のついていて、  
午後2時から、センターで、お気軽に参加下さい。)

## …消費生活相談から…

### トレファンの訪問販売

危険！と言って強引に取り替える

- トレファンの点検を称して、突然訪問してきた男性が、「お宅のはさびついて動いていない」とか「漏電していて火災の危険がある」などと言って、勝手に取り替えてしまったという苦情が増えています。
- トレファンの故障は、臭気かどしゃぶり、ファンが回らないなど、誰にでもわかるものです。今までの相談では、正常なファンが取り替えられ、市価の数倍から数十倍(15,000円～55,000円)の代金をすぐ支払えと迫られています。
- トレファンは、金物店や日曜大工道具店で販売しており(2,000円～3,000円)、家庭でも取り替えが出来ます。
- いろいろな物は、勇気を出してはっきりとやりましょう。強引に取り付けられても、お金を払わずに、すぐ消費者センターに相談してください。
- そのほか、各戸配布のハガキによる公園住宅の申し込み代行や、印かん、つぼなどを高く売りつける悪質な訪問販売が多発していますので、ご注意ください。



### ご利用下さい リサイクルコーナー

取扱品目	ゆずります	ゆずってほしい
日用雑貨や衣類など、新品のもの (有料)	市価の半額以下で最高1,500円までの値をつけ、センターへ預けてください。(1人、3点以内)	センターのリサイクルコーナーへ来て、活用できるものがあれば、お買上げください。(お買得です。)
大型商品、新品、中古品でも、排ガス使用のもの (有料)	でんわでセンターへ連絡してください。登録台中長に登録し、交換または譲渡の紹介をします。金銭、受け渡しについては、当事者間で相談し、成立したらご連絡ください。	
衣類、その他、新品ではないが捨てずに惜しいもの (無料)	無料でご提供ください。いりませんがセンターまで、お待ち下さい。	センターの無料リサイクルコーナーで、活用できるものがあれば、ご自由に持ち帰りください。

〔大津市消費者センター運営協議会の事業です(事務局はセンター)〕

1986年(昭和61年)5月から、皆さんが消費者トラブルに遭わないよう、身近なくらしのニュースを掲載して発行をはじめた『消費者センターだより』の第1号です。手書きの記事が、当時の雰囲気を感じさせます。センターだよりの愛称『ぽけっと』は、市民公募により決まったもので、1992年(平成4年)9月発行の38号から使用しています。

緊急

# SNS型投資・ロマンス詐欺にご用心！



自治協働課生活安全係 ☎077-528-2816

X (旧 twitter) や Facebook、Instagram などの SNS やマッチングアプリを介した投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が県内でも発生しています。これらの詐欺は、1件あたりの被害額が1,000万円を超えるなど、被害が高額になるケースが多いのが特徴です。自分や周りの人が詐欺の被害に遭わないよう、しっかりと手口を理解しておくことが大切です。

	\$ SNS型投資詐欺 \$	♥ SNS型ロマンス詐欺 ♥
代表的手口	ネット上で(有名人などの写真を無断で掲載した)偽りの投資勧誘広告をクリックさせ、SNSに誘導した後、「必ず儲かるから」などと言葉巧みに誘い詐欺グループの口座に金銭を振り込ませる手口	マッチングアプリやSNS上で知り合った異性と連絡を取り合ううちに恋愛感情を抱かされ、その後「結婚資金を貯めるために投資をしよう」などと言葉巧みに誘い犯人の口座に金銭を振り込ませる手口
県内被害件数	111件(令和6年累計)	141件(令和6年累計)
県内被害額	約9億8,250万円(令和6年累計)	約10億1,470万円(令和6年累計)
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接会ったこともない人からのお金の話は信用しない(絶対に振り込まない!)</li> <li>・お金の話はひとりで抱え込まず、家族など信用できる人へ相談する</li> </ul>	

☛ SNS型投資やロマンス詐欺に関する相談や通報は最寄りの警察署まで

## 高校生に知ってもらおう！～こんなトラブルに気をつけて～



今年度も、滋賀弁護士会のご協力をいただき、市内の6つの高校で「消費者教育講座」を行っています。

東大津高校では、大野聡子弁護士が「成年年齢が引き下げられたことで、親の同意なく18歳でもクレジットカードを持てるが、カードによる買い物は注意が必要!」「『簡単に稼げる』『副業で高収入』という甘い言葉に誘われ、教材費として金銭を搾り取られるマルチ商法の危険性」などについて講演いただきました。

最後には、同校の卒業生として「安い時には、そのカラクリを考えるべき!」「知識や社会経験がないと騙される。勉強も遊びも大事にしてください!」との前向きなメッセージを送っていただきました。



【写真】  
左：東大津高校での講演風景  
上：同高で講演中の大野聡子弁護士

### 【開催校】

- 10月10日 石山高校
- 10月21日 北大津高校
- 12月17日 東大津高校
- 12月20日 大津商業高校
- 3月17日 膳所高校
- 3月19日 堅田高校

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)



☛ 相談は電話または来所のみ(大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津ビル内) ※メール相談は不可